

## 設楽ダム連続公開講座運営チーム会議の傍聴に関する要領

この要領は、設楽ダム連続公開講座開催要綱第8条の規定に基づき、運営チーム会議の傍聴にかかる手続き、遵守事項その他必要な事項について定める。

### (傍聴人の定員)

第1条 運営チーム会議における傍聴人の定員は、収容規模に応じて決定し、記者発表等により周知するものとする。

### (傍聴人の決定)

第2条 傍聴を希望する者は、申込みを行い、原則として先着順により決定する。

### (会議場に入ることができない者)

第3条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者は、会議場に入ることができない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 運営チーム会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。ただし、リーダーが傍聴人からの発言を許可した場合は、この限りではない。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、リーダーが許可した場合は、この限りではない。

### (リーダーの指示)

第6条 リーダーは、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又はリーダーの指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

### (報道関係者の取扱)

第7条 報道関係者は、第1条、第2条の規定に関わらず、会議を傍聴することができる。

2 第4条から第6条の規定は、報道関係者が運営チーム会議を傍聴する場合に準用する。この場合においては、「傍聴人」とあるのは、「報道関係者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要領は平成24年3月 日から施行する。